

○市民活動サポートセンター条例

平成11年9月27日

条例第38号

改正 平成13年6月5日条例第26号

平成14年10月1日条例第36号

平成16年3月26日条例第11号

平成25年12月17日条例第76号

令和元年9月25日条例第12号

令和4年6月29日条例第33号

市民活動サポートセンター条例をここに公布する。

市民活動サポートセンター条例

(設置)

第1条 市民の自主的で営利を目的としない社会に貢献する活動を支援するため、本市に市民活動サポートセンター(以下「サポートセンター」という。)を設置する。

(位置及び名称)

第2条 サポートセンターの位置及び名称は、次のとおりとする。

位置 横須賀市本町3丁目27番地

名称 横須賀市立市民活動サポートセンター

2 前項の市民活動サポートセンターに、次のとおり分館を置く。

位置	名称
横須賀市久里浜4丁目4番10号	横須賀市立久里浜市民活動サポートセンター

(平13条例26・平14条例36・令4条例33一部改正)

(館長等)

第3条 サポートセンターに次の者を置く。

(1) 館長

(2) その他必要な者

(平16条例11・追加)

(指定管理者による管理)

第4条 次に掲げる横須賀市立市民活動サポートセンターの管理に関する業務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

- (1) 横須賀市立市民活動サポートセンターの使用の許可に関する事。
- (2) 横須賀市立市民活動サポートセンターの施設及び設備の維持管理に関する事。
- (3) 市民公益活動に関する情報の収集及び提供、相談並びに連絡調整に関する事。
- (4) 市民公益活動と市民公益活動の民間相互支援の促進に関する事。
- (5) その他市長が定める業務

(平16条例11・追加)

(指定管理者の公募)

第5条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、公募するものとする。

(平16条例11・追加)

(指定管理者の指定の申請)

第6条 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定管理者指定申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 規則で定める図書等

(平16条例11・追加)

(指定管理者の指定)

第7条 市長は、前条第1項の申請書の提出を受けたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査し、申請したもののうち横須賀市立市民活動サポートセンターの設置の目的を最も効果的に達成できると認めたものを指定管理者として指定するものとする。

- (1) 住民の平等な利用が確保される事。
- (2) 事業計画書の内容が次のとおりである事。

ア 横須賀市立市民活動サポートセンターの適切な維持及び管理を行うとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものである事。

イ 市民公益活動と市民公益活動の民間相互支援を促進することにより、市民協働のまちづくりを推進することに資するものである事。

- (3) 事業計画書に沿った管理及び業務を安定して行う物的能力及び人的能力を有している事。

(平16条例11・追加)

(休館日)

第8条 サポートセンターの休館日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。

- 2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、市長の承認を得て、臨時に横須賀市立市民活動サポートセンターの休館日を変更し、又は設けることができる。
- 3 市長は、特に必要があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、臨時に第2条第2項に掲げる分館(以下「分館」という。)の休館日を変更し、又は設けることができる。
- 4 臨時に休館するときは、その都度サポートセンター前にその旨を掲示するものとする。

(平16条例11・追加)

(使用時間)

第9条 サポートセンターの使用時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、横須賀市立市民活動サポートセンターについては指定管理者に、分館については市長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 横須賀市立市民活動サポートセンター 午前9時から午後10時まで

(2) 分館 午前10時から午後7時30分まで

(平16条例11・追加)

(使用許可)

第10条 サポートセンターを使用しようとする者は、横須賀市立市民活動サポートセンターについては指定管理者の、分館については市長の許可を受けなければならない。ただし、その使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) サポートセンターの建物又は附属設備をき損するおそれがあると認められるとき。

(3) 管理上支障があると認められるとき。

(4) その他市長又は指定管理者が適当でないとき。

- 2 市長及び指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、前項の使用許可について条件を付することができる。

(平13条例26・一部改正、平16条例11・旧第3条線下・一部改正)

(使用料)

第11条 サポートセンターの使用については、横須賀市立市民活動サポートセンターの別表に掲げる設備(以下「設備」という。)の使用に限り、使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)から別表に定める使用料を徴収する。

- 2 使用料は、市長が特別の理由があると認めるもののほか、前納しなければならない。

- 3 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(平16条例11・旧第4条繰下・一部改正)

(使用料の還付)

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めによらない理由により、使用することができないとき。
- (2) 本市の都合により使用許可を取り消されたとき。
- (3) その他規則で定めるとき。

(平16条例11・旧第5条繰下)

(権利の譲渡等の禁止)

第13条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸することはできない。

(平16条例11・旧第6条繰下)

(使用許可事項の変更等)

第14条 使用者が許可を受けた事項を変更し、又は使用を取り消そうとするときは、横須賀市立市民活動サポートセンターについては指定管理者の、分館については市長の許可を受けなければならない。

(平16条例11・旧第7条繰下・一部改正)

(使用許可の取消し等)

第15条 市長及び指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、使用を制限し、又は使用の停止を命じなければならない。

- (1) 虚偽その他不正な行為により使用許可を受けたとき。
- (2) 使用許可の条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (4) 第10条第1項ただし書に規定する理由が発生したとき。

(平16条例11・旧第8条繰下・一部改正)

(原状回復の義務)

第16条 使用者は、サポートセンターの使用を終了したとき又は前条の規定により使用の許可を取り消され、使用の制限を受け、若しくは使用の停止を命ぜられたときは、直ちに原状に復さなければならない。ただし、市長において原状に復さないことを承認したときは、この限りでない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長においてこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(平16条例11・旧第9条繰下・一部改正)

(行為の禁止)

第17条 サポートセンターにおいては、物品の販売、寄附金の募集その他これらに類する行為をしてはならない。ただし、横須賀市立市民活動サポートセンターについては指定管理者の、分館については市長の許可を受けたときは、この限りでない。

(平16条例11・旧第10条繰下・一部改正)

(その他の事項)

第18条 この条例に定めるもののほか、サポートセンターの管理について必要な事項は、市長が定める。

(平16条例11・旧第12条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、規則で定める。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(平成11年10月25日規則第61号により平成11年11月1日から施行)

(経過規定)

2 この条例の規定による設備の使用許可手続きについては、この条例施行の日前においても行うことができる。

附 則(平成13年6月5日条例第26号)

この条例の施行期日は、規則で定める。

(平成13年8月27日規則第85号により平成13年9月4日から施行)

附 則(平成14年10月1日条例第36号)

この条例の施行期日は、規則で定める。

(平成14年10月25日規則第64号により平成14年11月1日から施行)

附 則(平成16年3月26日条例第11号)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第2条の次に7条を加える改正規定(第5条から第7条までに係る部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(平成16年10月12日規則第61号により平成16年11月1日から施行)

2 この条例の施行の際、現に改正前の市民活動サポートセンター条例第3条の規定により設備の使用許可を受けている者は、改正後の市民活動サポートセンター条例第10条の規定による許可を受けたものとみなす。

附 則(平成25年12月17日条例第76号)抄

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和元年9月25日条例第12号)抄

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年6月29日条例第33号)抄

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

別表(第11条第1項関係)

(平16条例11・平25条例76・令元条例12・一部改正)

設備名	単位	使用料
ロッカー(大)	1個1月	円
		320
ロッカー(小)		210

備考 使用期間が1月に満たないもの又はその期間に1月未満の端数がある場合は、1月として計算する。

○市民活動サポートセンター条例施行規則

平成11年9月27日

規則第58号

改正 平成13年8月27日規則第86号

平成14年4月1日規則第28号

平成14年10月25日規則第65号

平成16年3月26日規則第4号

平成17年2月25日規則第4号

令和2年3月25日規則第4号

令和3年4月1日規則第28号

市民活動サポートセンター条例施行規則を次のように定める。

市民活動サポートセンター条例施行規則

(公募)

第1条 市長は、市民活動サポートセンター条例(平成11年横須賀市条例第38号。以下「条例」という。)第5条に規定する公募をするときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 管理を行わせる施設の名称及び所在地
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 申請者の資格要件
- (4) 指定期間
- (5) 申請方法
- (6) その他市長が必要と認める事項

2 前項の規定による公表は、横須賀市報への掲載、広報紙への掲載及びインターネットを利用した閲覧の方法により行うものとする。

(平16規則4・追加)

(指定管理者指定申請書等)

第2条 条例第6条第1項に規定する指定管理者指定申請書は、第1号様式によらなければならない。

2 条例第6条第2項第2号に規定する規則で定める図書等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 定款又は寄附行為及び法人の登記簿謄本又は登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)

(2) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度(以下「申請年度」という。)の収支予算書及び事業計画書並びに前年度の収支決算書及び事業報告書

(3) その他市長が必要と認める書類

(平16規則4・追加、平17規則4・一部改正)

(使用許可手続き)

第3条 条例第10条第1項の規定により市民活動サポートセンター(以下「サポートセンター」という。)の使用許可を受けようとするときは、横須賀市立市民活動サポートセンターについては指定管理者に、条例第2条第2項に掲げる分館(以下「分館」という。)については市長に口頭で使用の申込みをしなければならない。ただし、横須賀市立市民活動サポートセンターの設備のうち条例別表に定めるもの(以下「設備」という。)について使用許可を受けようとするときは、指定管理者に使用許可申請書を提出しなければならない。

2 設備の使用許可の期間は、4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、指定管理者において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 使用許可申請書は、3月1日から同月20日までに提出しなければならない。ただし、指定管理者において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

4 市長及び指定管理者は、第1項の規定による申請を受理し、支障がないと認めたときは、設備の使用を許可する。

(平13規則86・一部改正、平16規則4・旧第1条繰下・一部改正)

(使用許可の方法)

第4条 設備の使用許可は、前条第3項の期間に申込みをした者において、くじにより行う。

ただし、指定管理者において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(平16規則4・旧第2条繰下・一部改正)

(使用料の納付)

第5条 使用者は、使用料の全額を前納しなければならない。

(平16規則4・旧第5条繰下・旧第7条繰上)

(使用料の減免)

第6条 条例第11条第3項の規定により使用料の減免を受けようとするときは、使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。

(平16規則4・旧第6条繰下・旧第8条繰上・一部改正)

(使用料の還付)

第7条 条例第12条第3号の規定により使用料の還付を受けようとするときは、使用料還付

申請書(第2号様式)を市長に提出しなければならない。

- 2 使用料の還付割合は、条例第12条第1号及び第2号に該当するものにあつては10割とする。
- 3 条例第12条第3号に規定する規則で定めるときは、使用者の都合により使用開始期日の前日までにその使用を取り消したとき(以下この項において「使用者都合」という。)及び市長が特別の理由があると認めるときとし、使用者都合における使用料の還付割合は、5割とする。
- 4 市長が特別の理由があると認めるときにおいて使用料を還付するときの当該還付する額は、市長が別に定める額とする。

(平16規則4・旧第7条繰下・旧第9条繰上・一部改正、令2規則4・一部改正)

(使用許可事項変更等の許可手続き等)

- 第8条 条例第14条の規定により使用許可事項の変更等の許可を受けようとするときは、横須賀市立市民活動サポートセンターについては指定管理者に、分館については市長に口頭で申し出なければならない。ただし、設備について使用許可事項の変更等の許可を受けようとするときは、指定管理者に使用変更(取消し)許可申請書を提出しなければならない。
- 2 市長及び指定管理者は、前項の規定による申請を受理し、支障がないと認めたときは、使用許可事項の変更等を許可する。

(平16規則4・旧第8条繰下・旧第10条繰上・一部改正)

(使用者等の遵守事項)

第9条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (2) サポートセンター内において喫煙し、又は飲酒しないこと。
- (3) 所定の場所以外において火気を使用しないこと。
- (4) その他管理上支障となる行為をしないこと。

(平16規則4・旧第9条繰下・旧第11条繰上・一部改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、第1条、第2条及び第5条から第8条までの規定は、平成11年10月1日から施行する。

(経過規定)

- 2 平成11年度に係る設備の使用許可の期間に対する第1条第2項の適用については、同項中「4月1日から翌年の3月31日まで」とあるのは「平成11年11月1日から平成12年3月31日

まで」とする。

- 3 平成11年度に係る設備の使用申込みに対する第1条第3項の適用については、同項中「3月1日から同月20日まで」とあるのは「平成11年10月1日から同月20日まで」とする。

附 則(平成13年8月27日規則第86号)

この規則は、平成13年9月4日から施行する。

附 則(平成14年4月1日規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年10月25日規則第65号)

この規則は、平成14年11月1日から施行する。

附 則(平成16年3月26日規則第4号)

この規則は、市民活動サポートセンター条例の一部を改正する条例(平成16年横須賀市条例第11号)附則第1項本文に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年2月25日規則第4号)

この規則は、平成17年3月7日から施行する。

附 則(令和2年3月25日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行し、令和2年2月21日から適用する。

附 則(令和3年4月1日規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式(第2条第1項関係)

指定管理者指定申請書

年 月 日

(あて先)横須賀市長

所在地  
事業者 (法人にあつては、主  
たる事務所の所在地)  
名 称  
代表者

市民活動サポートセンター条例第6条第1項の規定により、横須賀市立市民活動サポートセンターの指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

団 体 の 形 態		
連 絡 先	担 当 者 名	
	電 話	
(事務処理欄)		

第2号様式(第7条第1項関係)

使用料還付申請書

年 月 日	
(あて先)横須賀市長	
申請者	住 所 団体名 氏 名 電 話
使 用 期 間	
設 備 名	
理 由	
還 付 金 額	
(事務処理欄)	

第1号様式(第2条第1項関係)

(平16規則4・追加)

(令3規則28・一部改正)

第2号様式(第7条第1項関係)

(平16規則4・旧別記様式・一部改正)

(令3規則28・一部改正)

## 市民活動サポートセンター運営懇話会設置要綱

### (設置目的)

第1条 市民活動サポートセンターの基本的な運営方針及び市民公益活動団体の支援に関し、多様な意見を求めることにより、市民公益活動の発展を図るため、市民活動サポートセンター運営懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 懇話会の構成員は、15人以内とする。

2 懇話会は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 市民及び市民活動団体の関係者のうちから市長が依頼した者

(2) 民生局地域支援部地域コミュニティ支援課長

3 構成員の任期は、2年とする。ただし、補欠構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (座長)

第3条 懇話会に座長を置き、構成員が互選する。

2 座長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する構成員がその職務を代理する。

### (会議)

第4条 懇話会の会議は、座長が招集する。

2 懇話会は、構成員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 懇話会は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (庶務)

第5条 懇話会の庶務は、民生局地域支援部地域コミュニティ支援課において行う。

### (その他の事項)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この要綱は、平成11年12月1日から施行する。

#### (経過措置)

2 第2条第3項の規定にかかわらず、この要綱の施行後初めて委嘱され、又は任命された委員の任期は、平成13年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

市民活動サポートセンター運営懇話会構成員名簿(50音順:敬称略)

任期:令和5年4月1日～令和7年3月31日

No.	氏名	活動団体	備考
1	イシグロ ノブユキ 石黒 伸幸	写俳クラブ・フォークソングを唄う会・すか街フォトレターズ	新規(令和5年～)
2	オグシ シゲヒコ 小串 滋彦	(一社)コスモス成年後見サポートセンター神奈川県支部横須賀地区	再任(平成31年～)
3	カケイ シュウイチ 寛 修一	認知症サポーター 広告景観推進協力員 政策推進・行政評価委員会委員	新規(令和5年～)
4	カノウ アンナ 加藤 杏菜	よこすか発達障害をもつ大人の会 レガート よこすか発達障害が気になる子の家族の会 アマービレ	再任(令和3年～)
5	カノウ カズユキ 加藤 和之	Yokosuka Orizuru(横須賀 オリズル)	新規(令和5年～)
6	コイケ トシオ 小池 俊雄	各マラソン大会のボランティア、元勤務先の海岸清掃活動、市内マラソン大会立ち上げ等	再任(平成31年～)
7	タカサワ ヒロコ 高澤 裕子	社交ダンス愛好家の仲間たち ♪Harmony 横須賀市 登録 コミュニティ・コンダクター	再任(令和3年～)
8	マルオカ キョウコ 丸岡 恭子	横須賀市民九条の会	再任(令和3年～)
9	ヤマギシ マサト 山岸 雅人	ボーイスカウト横須賀第4団、同横須賀協議会、知恵袋集団ゆ～るコミュ、NPO日本キャリアコンサルタント協会、横須賀市社会教育委員	新規(令和5年～)
10	ムラノ マサル 村野 勝	横須賀市地域コミュニティ支援課長	謝礼なし

## 市民活動サポートセンター運営懇話会傍聴実施要領

(総則)

第1条 この要領は、市民活動サポートセンター運営懇話会（以下「懇話会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、会議の内容等の都合により、懇話会構成員の総意によりこれを非公開とすることができる。

(傍聴人の定員)

第3条 会議の傍聴者の定員は、原則として10人以内とし、開会時刻10分前の時点で定員を超えた場合は、抽選で傍聴者を決定し、定員に達しない場合は、会議閉会時まで先着順に受け付けるものとする。

(傍聴章)

第4条 抽選により選出された傍聴者は、傍聴章（別記様式）の交付を受け、これを常時見えるところに着用しなければならない。

2 抽選により選出された傍聴者は、傍聴を終え退場するときは、前項の傍聴章を返却するものとする。

(資料の配布)

第5条 会議に提出した資料は、原則として傍聴者に配布するものとする。ただし、資料の内容等により貸し出しにより対応することができる。

(傍聴者の遵守事項)

第6条 傍聴者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 審議会委員の発言に対し、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 話をし、又は笑って騒ぎ立てないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により座長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしないこと。
- (7) メモ以外の目的で携帯電話等の電子機器を使用しないこと。ただし、座長の許可を得たときは、この限りでない。
- (8) むやみに席を離れないこと。
- (9) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨げになるような行為をしないこと。

(違反者に対する措置)

第7条 傍聴者が前条の規定に違反したときは、座長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

(別記様式)

NO. 1

市民活動サポートセンター運営懇話会

傍 聴 章

(お帰りの際は事務局へお返してください)